

令和 8 年 10 月 1 日

ご利用者
ご家族 各位

旭川大成デイサービスからのお願い

平素より、当法人および当事業所の運営に関しまして、ご支援・ご協力を賜り深く感謝いたします。

当事業所では、ご利用者、ご家族との信頼関係のもと、より良いケアを提供したいという思いで日々努力しております。

つきましては、安全・安心な環境で質の高いケアを提供できるよう以下の点についてご協力ください。

○職員に対する金品などの心付けはお断りしています

職員が金銭やお菓子、お礼の品物などを受け取ることは、事業所の規律として一律に禁止しております。

○事業所内での貴重品・金銭の管理にご協力ください

事業所内での紛失やトラブルを防止するため、必要以上の現金や貴重品、大切な私物などは、原則としてお持ち込みにならないようお願いいたします。

○暴言・暴力・ハラスメント行為は固くお断りします

職員、またはほかのご利用者に対する大声・暴言・暴力、各種ハラスメント(嫌がらせ行為)など、周囲の安全を脅かし、信頼関係を著しく損ねる行為が見られた場合は、サービスの中断や利用契約を解除させていただく場合がございます。

すべての皆さまが笑顔で安心して過ごせる環境作りのため、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ご確認・ご同意欄】

私は、上記「旭川大成デイサービスからのお願い」に記載された内容について説明を受け、これを正しく理解し、遵守することに同意いたします。

令和 年 月 日

ご利用者氏名:

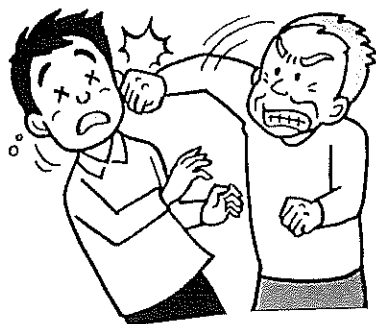
ご家族(身元保証人等)氏名:

(※ご利用者ご本人による署名が困難な場合は、ご家族等が代筆をお願いいたします)

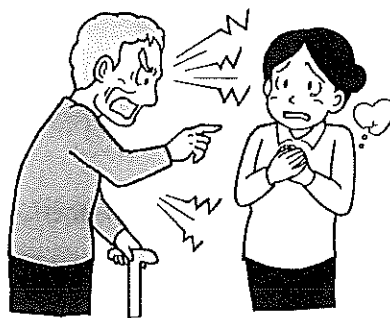
介護職員に対するハラスメントについて

近年、介護職員に対するさまざまなハラスメント(身体的暴力・精神的暴力・セクシュアルハラスメント)が問題になっており、国より介護事業所において対策を行うことが義務化されています。

●介護職員に対するハラスメントの具体例(一部)



殴る、蹴る、胸ぐらをつかむ、物を投げつける、唾を吐きかける など



怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、職員の一挙一同に駄目出しをする、嫌がらせをする など



必要もなく体に触る、性的な話をする、個人の体つきなどについて話題にする など



長時間クレームを言い続ける、過剰なサービスや理不尽なサービス※を要求する など

※業務外のサービスの強要など



これらはハラスメント行為にあたります

※認知症による BPSD や精神疾患などに起因する行為の場合は、ハラスメント行為には含まれません。医師やケアマネジャーなど多職種連携し、症状に応じた適切なケアの提供を図ります。

ハラスメントは、かかわった職員の心身に悪影響を及ぼし、安心・安全な介護サービスの提供が困難になります。ケースによっては、契約書や重要事項説明書に基づき、サービスの提供が終了となる場合がありますので、ご注意ください。ご利用者・ご家族の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。